

令和7年度彦根市デジタル消費喚起事業委託業務公募型プロポーザルに関する質問事項と回答

	番号	質問事項	回答
仕様書 6 実施事業 の詳細 (1) 事業 内容	1	1 社 2 名体制にて、下記（ア、イ） の提案が可能か。 ア キャッシュレス決済ポイント還元事業 イ デジタルプレミアム商品券発行事業 可能な場合、提出書類はそれぞれ提出が必要か。	可能です。 1 社が 2 種類の提案をする場合における提出書類は、提出書類一覧のうち、2～6（履歴事項全部証明書、法人概要、完納証明書、様式第 3 号、委任状）は、1 通で構いません。 提出書類一覧のうち、1、7～9 は提案ごとに提出願います。
仕様書 6. 実施事業の詳細 (1) 事業 内容 イ デジタル プレミアム商品券発行事業	2	利用者は、市民限定などの縛りはございますでしょうか。	利用者を市民限定とするなどの縛りはありません。利用者を市民限定とした場合、市民限定としない場合、それぞれのメリット、デメリットを示した上で提案願います。
仕様書 6. 実施事業の詳細 (10) 事業 内容 キャッシュ レス決済の 普及促進に 向けた 市内での説明 会業務	3	利用者説明会場所のご準備等は自治体様にて行っていただけるのでしょうか。	市内会場の手配は本市が行います。ただし、使用料等、会場費用が生じる場合は委託料に含むものとし、本市が別途支出することはありません。

仕様書 7. 委託料および支払方法	4	デジタルプレミアム商品券発行事業の場合、前受金にてプレミアム原資の支払いが可能か。 └請求書発行: 契約締結日の翌日から 30 日以内 └商品券利用開始日前まで	「前受金」という支払い方法は市にはありませんが、概算払い（事業完了後精算）は可能です。ただし、対象店舗の支払い業務などのため、精算払いでは事業実施に支障が生じるなど、相応の理由が必要です。
提出書類一覧 8. 企画提案書	5	下記の通り、認識相違ございませんでしょうか。 正本 1 部、副本 5 部とする。 └いずれも表紙には社名を明記すること。 └ウ 提案書中には正本副本問わず、会社名が判別できるような記載を行わないこと	齟齬があるため、ウは削除します。 すなわち、企画提案書の表紙には社名を明記し、提案書中において正本副本問わず、社名を記載していただいて構いません。
仕様書（6） 対象店舗について	6	選定された決済事業者の決済手段を導入している彦根市内の店舗から彦根市が指定した店舗とするとございますが、店舗一覧を契約後いただけるという認識でお間違いないでしょうか。	本事業の受託事業者は、キャッシュレス決済事業者と想定しています。このことから、選定したキャッシュレス決済事業者の決裁手段を導入している市内店舗一覧は、受託事業者から提供を受けたのち、彦根市が対象店舗を抽出の上、受託事業者と共有する見込みです。
仕様書（10） 説明会業務について	7	市民向け利用方法説明会を最低5回以上開催することとありますが、開催場所は受注者側が手配する必要がありますでしょうか。 また、1 回あたりの時間に指定はございますでしょうか。	開催場所の手配を受託事業者が手配することは必須ではありません。 説明会 1 回あたりの開催時間の指定はありませんが、広く利用者に周知を図ることができるよう、市と協議の上、開催をお願いします。